

## 年間委託維持補修工事等特定共同企業体取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、飯田市が発注する「年間委託維持補修工事施工及び施工体制確認型契約方式取扱要領」(以下「契約要領」という。)における特定共同企業体(以下「共同企業体」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (共同企業体の運営形態)

第2 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等の立場で一体となって契約要領に定める年間委託維持補修工事を遂行する共同遂行方式とし、分担工事型又は出資比率型のいずれかの形態によるものとする。

### (構成員数)

第3 共同企業体の構成員数は、契約要領第6で区分した地区内毎に、市長が定める数を上限とする。

### (構成員の組み合わせ及び要件)

第4 共同企業体の構成員の組み合わせは、飯田市入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者で、次の各号の要件を満たす組み合わせとする。ただし、第6号については契約締結時までに要件を満たすものとする。

- (1) 全ての構成員は、契約要領第6で区分した地区内に本社があること。但し、上村・南信濃地区は、地区内に支店等がある者を含めるものとする。また、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- (2) 共同企業体の代表者は、「土木一式」かつ「舗装」の入札参加資格を有していること。
- (3) 構成員は、「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの入札参加資格を有していること。
- (4) 構成員の等級格付については、制限を設けない。
- (5) 全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。
- (6) 全ての構成員は、次の要件を満たす法定外労働災害補償制度(労災上積み補償制度)に加入する者であること。
  - ア 業務災害と通勤災害のいずれも対象とすること。
  - イ 直接使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
  - ウ 少なくとも死亡及び労災保険の障害等級第1級から第7級までに係る災害のすべてを対象とすること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険で、かつ当該契約期間の全ての間を対象とする保険とする。

2 同一年度の年間委託維持補修工事において、共同企業体の構成員は他の共同企業体の構成員となることはできない。ただし、工事契約期間満了後3ヶ月の精算事務期間について、精算に係る業務に限りこれを妨げない。

### (出資比率)

第5 各構成員の出資比率を設ける場合は、構成員数で除した比率の最低が10分の6以上とする。また、代表者の出資比率が構成員中最大とする。

(代表者)

第6 代表者は、共同企業体を管理統括する。

(資格申請)

第7 共同企業体が施工体制確認型契約方式による入札に参加しようとする場合は、次に定める書類を市長に提出する。

なお、構成員に変更があった場合、その都度変更申請書及び変更協定書及び変更後の緊急時連絡体制表を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 年間委託維持補修工事入札参加資格申請書（様式1）
- (2) 年間委託維持補修工事入札参加資格申請の審査関係書類
- (3) 年間委託維持補修工事特定共同企業体協定書（様式2-1又は様式2-2）
- (4) 共同企業体の緊急時連絡体制表（任意様式）

(共同企業体の入札参加資格)

第8 年間委託維持補修工事及び施工体制確認型契約方式への共同企業体の入札参加資格については、第4及び契約要領第4に適合しているかを審査の上、適當と認めたときは市長が付与（様式4）する。

附 則

本要領は、平成26年4月1日以降の対象工事から適用する。

本要領は、平成28年1月29日に一部を改正し施行する。

本要領は、平成30年2月1日に一部を改正し施行する。

本要領は、平成30年11月1日に一部を改正し施行する。

本要領は、令和元年12月25日に一部を改正し施行する。

本要領は、令和4年12月8日に一部を改正し施行する。